

教委児第106号  
令和元年5月28日

校園長様

学校教育部長

### 緊急事態に備えて（通知）

各校園においては、登下校時を含め校園における幼児・児童生徒（以下「児童生徒等」という）の安全確保に取り組んでいただいていることと思います。

さて、報道等でご承知のとおり、本日午前7時45分頃、神奈川県川崎市で、刃物を持った男が、登校中、バス停付近にいた児童を次々に刺すという事件が発生しました。

つきましては、児童生徒等の安全を脅かす緊急事態に備えて、「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について」（平成30年8月9日・30文科初第689号）を再確認し、下記の点について改めて全校園で登下校時の安全確保に努めるとともに、児童生徒等に注意喚起をお願いします。

### 記

#### 【 緊急事態が発生した時 】

##### 1 通報する

- ・ 教職員へ緊急連絡
- ・ 110番通報、県警ホットラインの活用 など

##### 2 児童生徒等の安全を守る

- ・ 防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
- ・ 不審者の移動阻止、児童生徒等への周知と避難誘導 など

※ 児童生徒等を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意すること。

##### 3 応急手当などをする

- ・ 速やかな119番通報と救急隊の到着までの応急手当
- ・ 逃げ遅れた児童生徒等がいまいかどうかを把握する など

#### \*参考

「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について」

（平成30年8月9日・30文科初第689号）

「児童生徒等の通学路の安全確保について（依頼）」

（平成30年4月25日・教委学第333号、教委特第5036号）

担当：教育委員会事務局 児童生徒課 TEL：322-5785